平成２２年（フ）第２９２号
相模原市南区東林間４丁目31番５号
破産者　有限会社メンズファッションプラザクニー
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６号
山梨県富士吉田市上吉田1132番地の１　県営新屋団地２―205
破産者　藤川　福美
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6108番地５
破産者　有限会社丸山建設
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３５６９号
名古屋市中区丸の内２丁目17番３号
破産者　株式会社ＴＯＰ
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７０号
札幌市中央区南一条東３丁目10―６
破産者　株式会社ＳＡＰ
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８２号
名古屋市港区正徳町６丁目３番地神野ビル１Ｆ
破産者　株式会社ロード・ワークス
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８４号
名古屋市守山区大字吉根字角田1572番地の11
破産者　有限会社トキ塗装店
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
三重県伊勢市宮川１丁目10番６号
破産者　浅沼　達也
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３号
滋賀県長浜市西浅井町中375番地
破産者　有限会社杉本商事
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１０３７号
京都市伏見区深草善導寺町９番地４
破産者　花テック株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
神戸市兵庫区塚本通３丁目１番31号
破産者　平和タクシー株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８１号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11
破産者　有限会社ウェブ
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６３号
岡山県瀬戸内市長船町土師1195番地の１
破産者　有限会社鳥居商店
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城２番地の51
破産者　株式会社北斗技建
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３９１号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地387
破産者　當銘　清文
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２３号
北海道岩見沢市元町一条東６丁目１番地４
破産者　有限会社関塗装
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３１号
秋田市泉一ノ坪21番28号
破産者　有限会社木曽組
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４９号
福島県郡山市駅前２丁目６番20号駅前大学ビル１階
破産者　有限会社ジェムあんざい
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
横浜市青葉区しらとり台35番地15
破産者　株式会社デントハウス
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４５号
横浜市戸塚区平戸５丁目７番15号
破産者　株式会社大幸運輸
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３７号
横浜市中区末吉町３丁目44番地
破産者　横浜蕎麦商業協同組合
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８号
神奈川県横須賀市佐原１丁目10番５号
破産者　有限会社エイゼンリペアー
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部